

2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
- (2) 移動のための交通手段の確保
- (3) 交通の安全の確保
- (4) 認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの普及促進
- (5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及促進
- (6) 民間における自主的な取組の促進

【施策の目標】

認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくこと

【目指すべき姿】

県民一人ひとりが認知症になっても、必要な支援を受けながら自立し、安心して他の人々と共に暮らすことができる。

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等

(現状と課題)

- 認知症になってからも、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。
- 認知症になった多くの方が、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
※バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加

を困難にしている全ての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています。（政府広報「知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」より）

- 「認知症になると、何もわからなくなる」「何もできなくなる」といった偏見なども、除去すべきバリアです。認知症は誰もがなりうるものであり、身近な人同士で支え合うためにも、県民や民間企業、関係機関等に対する普及啓発を推進し、認知症に対する理解を深めることが必要です。
- チームオレンジは、認知症の人や家族を地域で支えるための活動を行っています。チームオレンジの設置は進みましたが、まだ設置されていない市町で設置が進むよう支援するとともに、設置後の活動継続の支援も必要です。あわせて、チームオレンジの知名度を高める必要があります。
- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、市町や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めています。
- 高齢者の住まいには様々な種類があり、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けられるよう、高齢者が安心して居住できる住まいの充実を図っています。
- 高齢化と核家族化の進展により一人暮らしの高齢者は増加しており、社会や地域とのつながりが希薄になっている高齢者もいるため、地域から孤立しがちな高齢者に対する見守りや地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。
- 各市町においては、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）に基づき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定など避難支援体制の整備が進められています。

（県の取組）

- 認知症サポーターが認知症の人や家族等の手助けとなる活動をするチームオレンジが市町において設置されるよう、チームオレンジコーディネータ

一の養成を行うほか、オレンジ・チューターの派遣や、課題に対応する研修会を開催し支援します。(再掲)

- チームオレンジが設置された後も、認知症の人や家族等のニーズにそった活動が実施されるよう、研修や意見交換会において好事例を紹介するなどし、チームオレンジの活動継続を支援します。(再掲)
- 幅広い世代を対象に「三重県認知症希望大使」はじめ、認知症の人と協力しながら「認知症サポーター養成講座」を開催し、「新しい認知症観」や早期受診の重要性についての理解の普及を図ります。(再掲)
- 本県では、平成 27(2015)年以降、8つの民間事業者と、配達や訪問時に異変が見られた場合の通報・連絡やその連絡先の確認、認知症サポーター研修の実施等の内容で高齢者見守り等の協定を締結しています。
- 地域の企業や公共交通機関等に対して、認知症の人や家族等が安心して店舗やサービスを利用してもらうための社会活動である「認知症バリアフリー宣言」について周知啓発します。
- 認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組を推進するため、宣言組織の情報を県ホームページ等を通じて周知します。
- 外見からわかりにくくても、援助や配慮を必要としている障がいのある人や病気の人等が、周囲の人に支援や理解を求めやすくするための「ヘルプマーク」の普及啓発を図ります。
- 認知症の人を含む高齢者が必要とする情報を受け取ることができるよう、各市町における高齢者に対するスマートフォン活用推進のための取組等が充実するよう支援します。
- 認知症の人や家族等が地域のつながりの中で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の深化・推進を図ります。
- 市町における認知症施策の取組を通じた地域づくりを推進するとともに、

認知症の人の意見を踏まえて開発されたICT製品・サービスの情報を収集して周知を図ります。

- 地域包括支援センター職員などを対象とした研修会を開催して、地域包括ケア推進のために重要な役割を果たす介護予防ケアマネジメントや地域ケア会議の開催等に取り組むための知識向上、技術の修得を図ります。
- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。
- 独居の認知症高齢者が今後も増加していく見込みであることを踏まえて、社会的支援につながりやすい地域づくりを進めるとともに、身寄りのない高齢者等が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を市町を通じて周知します。
- 三重県居住支援連絡会が開催した居住支援フォーラムにおいて、県・市町職員や関係団体に対し、住宅セーフティネット制度の重要性を改めて周知するとともに、「セーフティネット住宅」の登録促進への協力を呼びかけます。
- 市町が行う福祉避難所の確保や災害発生時に福祉避難所が機能するよう、運営マニュアルの策定等の円滑な運営体制の整備や訓練等の人材育成を支援します。
- 災害時には、環境の変化から、行動・心理症状（BPSD）の悪化や家族の心理的負担の増加等が懸念されます。認知症の人の避難や避難所での生活において、被災地域の医療救護班等と連携して、三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）による精神科医療および精神保健活動を行います。
- 災害時における福祉支援の提供に向けて、早期にDWA Tを派遣できる体制を強化するため、関係福祉団体等と連携して三重県DWA Tチーム員の更なる募集、研修、訓練を行うとともに、要配慮者への福祉支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制を整備します。
- 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定に基づき、災害時にお

けるリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の避難所等への派遣や、避難所等における生活環境（トイレ、手すり、段ボールベッド等）の改善等の、災害時のリハビリテーション支援活動が円滑に提供されるよう、日頃から三重 J R A T 等の関係団体等と情報共有を密に行い、災害時に連携して活動ができるよう取組みます。

- 認知症等により行方不明となる高齢者を早期に安全に保護するため、市町における見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進するとともに、取組事例の情報提供を行うなど、市町の取組を支援します。

（２）移動のための交通手段の確保

（現状と課題）

- 人口減少による移動需要の減少や運転士不足等を背景として、バス路線等の減便・廃止が進み、各地で交通空白が発生しています。
- 高齢者の運転免許証の返納件数は保有者数の一部にとどまっていることから、自動車を運転しなくても暮らし続けられる交通サービスの提供、維持が求められています。
- 県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向にありますが、全死者数のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合が高いことから、高齢者が被害者とならないような交通事故抑止対策の推進が求められています。
- 高齢者の死者のうち、歩行中、自転車乗用中の死者が高い割合を占めています。一方で、全国的に高齢運転者による交通事故が問題となる中、本県でも高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が高い傾向にあるため、高齢者事故抑止対策を推進していく必要があります。
- 令和 4（2022）年 5 月施行の改正道路交通法により、75 歳以上で過去 3 年間に信号無視等の一定の違反歴がある方については、運転技能検査の受検が義務化されるなど、運転免許更新時の手続きが厳格化されました。また、本人の申請により、高度な衝突被害軽減ブレーキなどを備えた安全運転サポート車限定の運転免許へと移行することができるようになり、高齢運転者に新たな選択肢が増えました。

(県の取組)

- 高齢者を始めとする県民の皆さんの買い物や通院等の移動ニーズに対応するため、交通空白地等における移動手段の確保や、自動運転の導入等に取り組む市町を支援します。
- 高齢者の交通事故防止に向け、運転を継続される方への先進安全技術を搭載した安全運転サポート車等の普及啓発の促進、また、運転に不安を感じられる方には、運転免許証自主返納制度の周知、自主返納サポートみえの利用促進を行い、安全で安心な交通環境を整備していきます。

(3) 交通の安全の確保

(現状と課題)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 2 年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第 1 号）における令和 7（2025）年度末までの各整備目標達成に向けて、地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト面の対策の充実などを通して、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する必要があります。

(県の取組)

- だれもが、安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化やタクシー事業者が行うユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。

(4) 認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの普及促進

(現状と課題)

- 日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人と家族等が参画し、認知症の人が地域で生活する上で利用しやすい製品・サービスの開発が行われており、その製品やサービスの普及促進を図ることが必要です。

(県の取組)

- 認知症の人と家族等が参画して開発された、認知症の人が地域で生活する上で利用しやすい製品・サービスの情報を周知し、利用を促進します。
- ユニバーサルデザインの考え方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う学生、生徒等に対して、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。また、身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、「学校出前授業」やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。

(5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及促進

(現状と課題)

- 日本認知症官民協議会では、官民連携のもと、認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアを、認知症の人と家族等と共に丁寧な探究しながら、バリアフリー化を推進していくため、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引を認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成しています。
- 公共交通事業者においては、適切な接遇のための研修等を推進する必要があります。

(県の取組)

- 日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引が認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成されるため、その指針を各業種の事業者にも周知し、その普及に取り組みます。
- 公共交通事業者においては、リカレント学習など、適切な接遇のための研修等の開催に取り組めるよう情報提供します。

(6) 民間における自主的な取組の促進

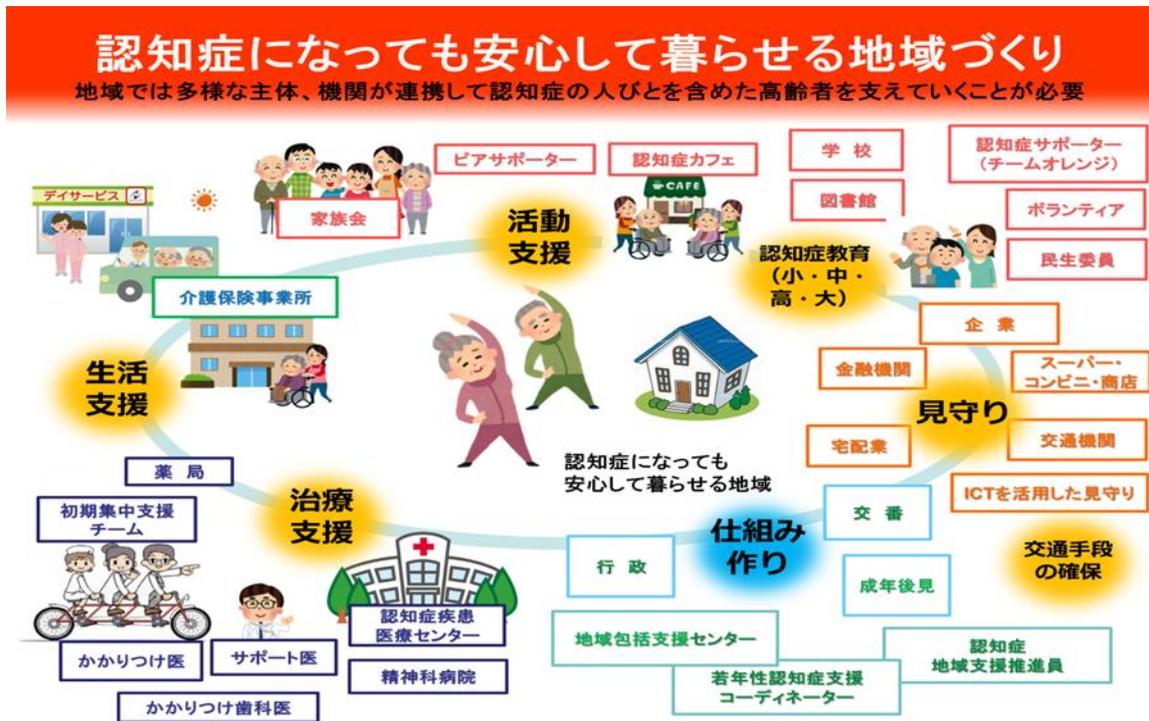
(現状と課題)

- 認知症バリアフリーが、企業にとってビジネスチャンスとなり得るとともに、従業員の介護離職防止にも役立つということの理解促進により、企業が経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層を含めた企業への普及・啓発が必要です。

(県の取組)

- 労働力不足が深刻化するなか、誰もが働きやすく、多様で柔軟な働き方ができる職場環境を整備することが。当事者および家族の離職防止につながることを周知・啓発していきます。
- 認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組を推進するため、宣言組織の情報を県ホームページ等を通じて周知します。(再掲)

図 4-3 安心して暮らせる地域づくり



(長寿介護課作成)

【 コラム 】

高校生によるシニアのためのスマホ教室

伊勢市では、令和3年度から令和5年度までの3年間にわたり、民間企業の協力のもと、高齢者を対象にスマートフォン活用を支援する活動を行ってきました。この取り組みでは、参加者全員に企業から貸し出されたスマートフォン（iPhone）を使用し、「LINEの使い方」や「地図・交通手段の活用方法」など、さまざまなテーマに沿って操作を学びました。しかし、参加された高齢者の多くは、実際にはiPhoneではなくAndroidのスマートフォンを所有しており、「自分のスマートフォンで操作を教えてほしい」「今日教えてもらったことが、自分のスマホではどうしたらいいのかわからない」という声が頻りに寄せられました。この課題を踏まえ、コロナ禍であることにも配慮しつつ、高齢者に適切な支援を提供することで認知機能の低下を防ぎ、スマートフォン生活を豊かにする有効なツールとして活用できるよう、令和4年度から新たな取り組みを始めました。その一環として、三重県立宇治山田商業高等学校の生徒たちに協力を依頼し、彼らの夏休み期間を活用して「高校生によるシニアのためのスマホ教室」を開講することとなりました。この教室では、孫世代にあたる高校生が、高齢者が普段使用しているスマートフォンの困りごとに対して、マンツーマンで丁寧に操作指導を行っています。教室に参加した高齢者の方々は、自宅で準備してきたメモを手にし、自分のスマートフォンを見せながら「ここを押したらどうなるの?」「こうすると困るんだけど、どうすればいい?」と質問しました。一方、生徒たちはその場で問題点を確認し、わかりやすく説明をしながらサポートに努めました。高齢者の皆さんは、生徒の話に耳を傾け、一生懸命メモを取りながら操作方法を学ぶ姿が印象的でした。困っていたことが解決した高齢者の笑顔と、それに応える生徒の笑顔があふれ、教室内では自然に雑談が始まる和やかな雰囲気となり、あっという間に終了時間を迎えました。教室の最後には、高齢者の参加者から「親切・丁寧に教えてくれてありがとう」「わからなかったことが理解できてうれしい」といった感謝の言葉をいただきました。また、生徒たちからも「地域貢献としてよい機会だった」「今後の就職活動にも良い経験になる」といった喜びの声が上がりました。このような取り組みを通じ、高齢者の生活を支援するスマートフォン活用が広がるとともに、世代を超えた心温まる交流や地域の絆が深まることを期待しています。



【コラム】

「RUN 伴（ラントモ）四日市」

～ タスキがつなぐ、認知症の人にやさしいまちづくり～

「RUN 伴」は、認知症当事者やその家族、医療福祉関係者、そしてこれまで認知症に関わりがなかった地域住民や企業が、一本のタスキをつなぎながら出会うイベントです。四日市市においても、この活動を通じて「認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくり」の輪が広がっています。

官民連携で広がる支援の輪

令和 7 年度は、市内の企業 27 社から協賛、15 団体から後援の協力を得て RUN 伴四日市 2025 が開催されました。例えば、車両販売店からはイベント当日に使用する伴走車の提供、健康食品開発企業からは粉末清涼飲料の提供など、それぞれの企業の強みを活かした参画が行われています。

<参加者の声> つながることで変わる意識

イベントに参加した方々からは、温かい感想が寄せられています。

認知症当事者の声：「職員さんと一緒にゴールできて、一生の思い出になりました。本当に楽しかったです。」「外に出る機会がないので、最高に楽しかったです。」「いくつまでも生きたいと思いました。」

学生の声：みんなと一緒に参加して楽しく、時間があっという間に過ぎていきました。参加して本当に良かったと感じました。

協力企業の声：「以前は認知症について詳しく知らない社員が多かったのですが、活動への参加をきっかけに社員の意識が大きく変化しました。今では自ら関心を持って調べるスタッフもいます。今後も地域貢献の一環として、できる限りの協力を続けていきたいです。」

またイベント以外でも、コーヒーチェーン店と共催し、2 か月ごとに店舗の一部を貸し切って認知症カフェを開催しています。店舗スタッフも運営に加わり、共に地域を支えるパートナーとして活動しています。さらに、全日本認知症ソフトボール大会に出場し、認知症当事者のアクティブな姿を発信する機会を設けています。

今後の展望

RUN 伴四日市は、単なるスポーツイベントではありません。タスキをつなぐ一歩一歩を通じて認知症当事者と市民が出会い、認知症への理解を深め、地域のバリアを取り除いていくプロセスです。これからも、より多くの企業や市民の皆様と連携し、「認知症フレンドリー」な四日市を目指し活動していきます。

